

令和5年10月13日

職員の懲戒処分について

令和5年10月10日付けで職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 事案概要

当事者は、資金前渡により受け取った検定試験の受験料を令和5年8月25日から同8月28日にかけて所属内で保管していたが、この受験料を紛失したものの。

2 被処分者及び処分内容

- (1) 所属 : 須崎消防署中土佐分署
- (2) 職名 : 消防士長
- (3) 年齢 : 30代
- (4) 処分内容 : 戒告

3 管理監督者責任

- 消防本部消防長 : 訓告
- 中土佐分署長 : 訓告
- 中土佐分署副分署長 : 嚴重注意
- 消防本部消防次長 : 口頭注意
- 消防本部総務課長 : 口頭注意

4 中平幹雄 消防長のコメント

公金の紛失という住民の皆様への信用を喪失する事案が発生した事について深くお詫び申し上げます。

再発防止にしっかりと取り組むことで、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

5 問い合わせ先

高幡消防本部 総務課 0889-43-1272